岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 19 日

岩手県教育委員会

委員長 箱 崎 安 弘

## 岩手県教育委員会規則第15号

岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則(昭和44年岩手県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入園資格)	(入園資格)
第2条 幼稚園に入園できる者は、 <u>4歳</u> から小学校就学の始期	第2条 幼稚園に入園できる者は、 <u>5歳</u> から小学校就学の始期
に達するまでの幼児とする。	に達するまでの幼児とする。
(園児の定員)	(園児の定員)
第3条 幼稚園の園児の定員は、 <u>120人</u> とする。	第3条 幼稚園の園児の定員は、 <u>60人</u> とする。
(学級編制)	(学級編制)
第4条 幼稚園の学級数は、 <u>4学級</u> とし、1学級は、学年の初	第4条 幼稚園の学級数は、2学級とし、1学級は、学年の初
めの日の前日において同じ年齢にある園児 35 人以内で編制	めの日の前日において同じ年齢にある園児 35 人以内で編制
するものとする。	するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。